

# 「中企団社労士システム」使用許諾契約書

本契約は、「中企団社労士システム」並びに操作説明書等の付帯する関連資料一式（以下「本製品」という）の権利者である中小企業福祉事業団株式会社（以下「甲」という）、および株式会社エムケイシステム（以下「乙」という）と、本製品の全部または一部のプログラムをコンピューター上で実行するお客様との間で締結される契約です。

本契約書に基づいて本製品のライセンスの発行申込をすることにより、本契約書に記載されているすべての条項を許諾したものとします。

## 第1条（著作権について）

本製品に関する著作権は乙に属します。また、本製品の商標は甲に属します。本製品は著作権法およびその他関連して適用される法律等によって保護されています。お客様はこれを複製することはできません。

## 第2条（付随サービスの提供）

本製品に付随するサービスは次の各号の権利者より提供されます。

1. ライセンス発行時のID、パスワードは原則甲が提供します。ただし、試供版等の特殊な提供を行う際は、乙がID、パスワードを提供するものとします。
2. ライセンスは乙が発行します。
3. 本製品に関するサポート業務は乙が提供します。なお当該契約は別途乙とお客様の間で締結するものとします。

## 第3条（サポート契約の締結について）

本製品は前条第1項第3号に定めるサポート契約の締結を行うことにより初めて提供されるものであり、当該契約がなされない場合は本製品の申込自体を無効のものとします。

## 第4条（インストールについて）

お客様は購入した本製品ライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューター機器にインストールして使用することができます。

## 第5条（禁止事項）

1. 本製品の全部または一部を、第三者に譲渡、貸与、複製および再使用許諾すること。
2. 本製品に表示されている著作権その他権利者の表示を削除したり、変更を加えること。
3. プログラムをリバースエンジニアリングすること。
4. 本製品の全部または一部を複製および改変を行うこと。

## 第6条（解約）

1. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲は事前の警告なしに本製品の使用を終了させることができます。その際、お客様は本製品を破棄するものとします。
2. 第2条第1項第3号に定めるサポート契約が解約なされたときは、甲は解約理由の如何にかかわらず解約年月日を持って本製品の使用を終了させるものとします。その際、お客様は本製品を破棄するものとします。
3. お客様は、ID、パスワードを返還し、かつ本製品を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

## 第7条（免責）

1. 甲および乙は、法律上の請求原因の種類を問わず、本製品の使用もしくは使用不能により、お客様または第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害、またはその他の一切の損害（逸失利益、機密情報その他の情報の喪失、および金銭的損失等）に関して一切責任を負いません。
2. 甲は、本製品を現状有姿のまま提供するものとし、第三者の知的財産権およびその他の権利の非侵害性、商品性、完全性、有用性および特定の目的に対する適合性、応答的確性、使用結果、および瑕疵または過失の不存在について、明示か黙示かを問わず、一切保証しません。
3. 本製品の使用に際し、お客様が取扱う第三者の個人情報を含む一切の情報の管理については、お客様の責任において行うものとし、その漏洩等によりお客様または第三者に損害が生じたとしても、甲および乙は一切責任を負いません。

## 第8条（秘密保持）

お客様は、本製品に関する情報について、公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、甲および乙への事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

## 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項または、本契約に疑義が生じた事項については、お客様と甲および乙が誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

## 第10条（契約の改定について）

甲は、お客様の承諾を得ることなく、本契約を随時変更できるものとし、お客様はこれを承諾するものとします。

規約改定日 平成27年5月1日

以上